

名 称	茨城土地家屋調査士法人
設立年月日	平成18年4月26日
業務範囲	<ol style="list-style-type: none"> 1 不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量 2 不動産の表示に関する登記の申請手続 3 前号の手続に審査請求の手続 4 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委託により、鑑定人その他これらに類する地位に就き、土地の境界に関する鑑定を行う業務又はこれらの業務を行うものを補助する業務 5 土地の境界の資料及び境界標を管理する業務 6 土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の発行その他の教育及び普及の業務 7 前号に掲げる業務に付帯し、又は密接に関連する業務
主たる事務所所在地 社員氏名	茨城県日立市弁天町二丁目12番12号 小室 孝義
従たる事務所の所在地 社員氏名	茨城県龍ヶ崎市光順田2960番地3 飯塚 英夫 茨城県土浦市並木三丁目2番11号 中川 道夫 茨城県筑西市中館133 鈴木 輝雄

名 称	土地家屋調査士法人HASEO
設立年月日	平成18年6月2日
業務範囲	<ol style="list-style-type: none"> 1 不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量 2 不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続についての代理 3 不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することの出来ない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5号において同じ。）の作成 4 筆界特定の手続（不動産登記法（平成16年法律第123号）第6章第2節の規定による筆界特定の手続又は筆界特定の申請の却下に関する審査請求の手続をいう。次号において同じ。）についての代理 5 筆界特定の手続きについて法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録の作成 6 前各号に掲げる事務についての相談 7 土地の筆界（不動産登記法第123条第1号に規定する筆界をいう。土地家屋調査士法第25条第2項について同じ）が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係わる民間紛争解決手続（民間事業者が、紛争の当事者が和解することのできる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間に契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。）をいう。）であって当該紛争の解決の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として法務大臣が指定するものを行うものについての代理 8 前号に掲げる事務についての相談 9 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、鑑定人その他これらに類する地位に就き、土地の境界に関する鑑定を行う業務又はこれらの業務を行う者を補助する業務 10 土地の境界の資料及び境界標を管理する業務 11 土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務 12 前各号に掲げる業務に付帯し、又は密接に関連する業務
主たる事務所所在地 社員氏名	茨城県水戸市金町二丁目1番53号 初瀬 肇
社員氏名	関口 巧
従たる事務所の所在地 社員氏名	つくば市千現一丁目13番地6 カンフォーラ千現Ⅱ棟204号 初瀬 圭

名 称	土地家屋調査士法人菅野測量登記事務所
設立年月日	平成19年4月17日
業務範囲	<ol style="list-style-type: none"> 1 不動産の表示に関する登記の申請手続について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量 2 不動産の表示に関する登記の申請手続 3 前号の手続に関する審査請求の手続 4 当時者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、鑑定人その他これらに類する地位に就き、土地の境界に関する鑑定を行う業務又はこれらの業務を行う者を補助する業務 5 土地の境界の資料及び境界標を管理する業務 6 土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務 7 前各号に掲げる業務に附帯し、又は密接に関連する業務
主たる事務所所在地 社員氏名	茨城県銚田市玉田1044番地17 菅野 保夫
従たる事務所の所在地 社員氏名	茨城県東茨城郡大洗町磯浜町1151番地 菅野 孝一

名 称	土地家屋調査士法人トモニ登記測量
設立年月日	平成24年7月30日
業務範囲	<ol style="list-style-type: none"> 1 不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量 2 不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続についての代理 3 不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録の作成 4 筆界特定の手続きについての代理 5 筆界特定の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録の作成 6 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、鑑定人その他これらに類する地位につき、土地の境界に関する鑑定を行う業務又はこれらの業務を行う者を補助する業務 7 土地の境界の資料及び境界標を管理する業務 8 土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人の業務に関連する講演会開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務 9 土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係わる民間紛争解決手続であって当該紛争の解決の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として法務大臣が指定するものを行うものについての代理 10 前各号に掲げる業務についての相談 11 前各号に掲げる業務に付帯し、又は関連する業務
主たる事務所所在地 社員氏名	茨城県土浦市神立東二丁目19番15号 石塚 智子
従たる事務所の所在地 社員氏名	千葉県 佐用 朋貴